

# 鳥インフルエンザに係る死亡野鳥（検査対象種）の対応フローチャート①

県

市 町 村

## 1 通報を受ける

- ①対象鳥獣（検査案件）かの判断
- ②受付内容を受付票に記載し、相互に連絡する。

## 2 死亡野鳥の回収

## 3 検査機関への搬送

- 徳島家畜保健衛生所  
管轄）・徳島市  
・阿南市
- 西部家畜保健衛生所  
管轄）・吉野川市

## 4 簡易検査の実施

## 5 関係機関（通報者を含む）に検査結果を連絡

## 6 最終検査依頼（国）

### 1 通報を受ける「①対象鳥獣（検査案件）かの判断」

- ・鳥の種類、野鳥の数を確認し、検査案件か判断する。  
このとき、通報内容だけでは判断できない場合は、野鳥の確認が必要。
- ・鳥の種類については、**写真があれば生活安全課で確認が可能**なため、写真撮影が可能か確認する。
- ・以下の条件のいずれかを満たした鳥は、1羽からの検査になる可能性があるため、野鳥の確認を行う。  
ア ハトより大きいもしくは同等  
イ 水鳥である（水かきやくちばしに特徴）  
ウ 猛禽類（ワシ、タカ、フクロウ等）である

### 1 通報を受ける「②受付内容を受付票に記載し、相互に連絡する。」

- ・通報内容が「検査案件」もしくは「現場確認が必要な案件」の場合は、その旨を相互に連絡する。
- ・**受付票**を相互で保管する。
- ・**連携を密にし、互いに情報を共有する。**

### 2 死亡野鳥の回収

- ・日没までに現地に到着できない場合や、天候などの影響で危険が伴う場合は、後日回収を行う。
- ・検査案件でない場合でも執拗に検査や回収を求められた場合は、再度丁寧に通報者に説明した上で回収・検査もやむを得ないが、検査の実施判断は総合県民局等を通じて生活安全課と協議すること。（回収→廃棄もあり得る。）
- ・腐敗が進んだ個体（白骨化した個体）や、車に轢かれた個体などは検査不能なため、回収は不要とする。

### 3 検査機関への搬送

- ・検査機関への搬送にあたっては、受け入れ家保の準備もあるため、事前に総合県民局等を通じて生活安全課に連絡する。
- ・土日祝日については、家保の玄関にクーラーボックスがあるので、ボックスに回収した鳥と受付票を入れる。

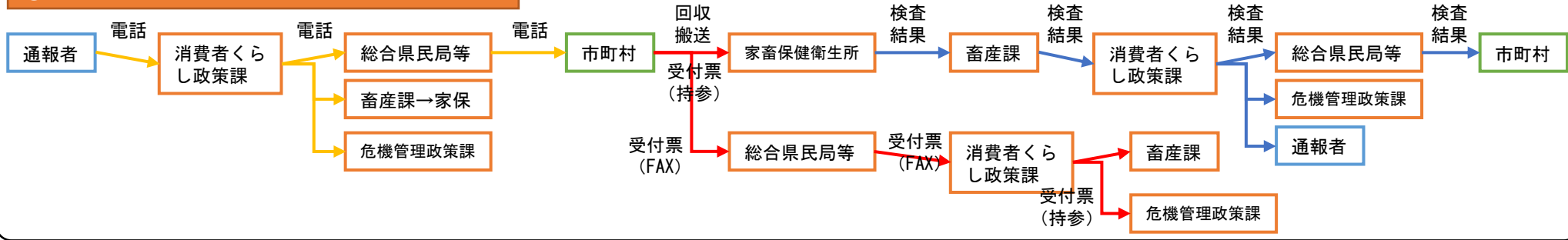
### 5 関係機関に検査結果を連絡

- ・検査結果については、家保→畜産課→生活安全課に連絡が入るので、基本的には生活安全課から総合県民局等の関係機関に連絡する。
- ・市町村へは総合県民局等を通じて連絡する。

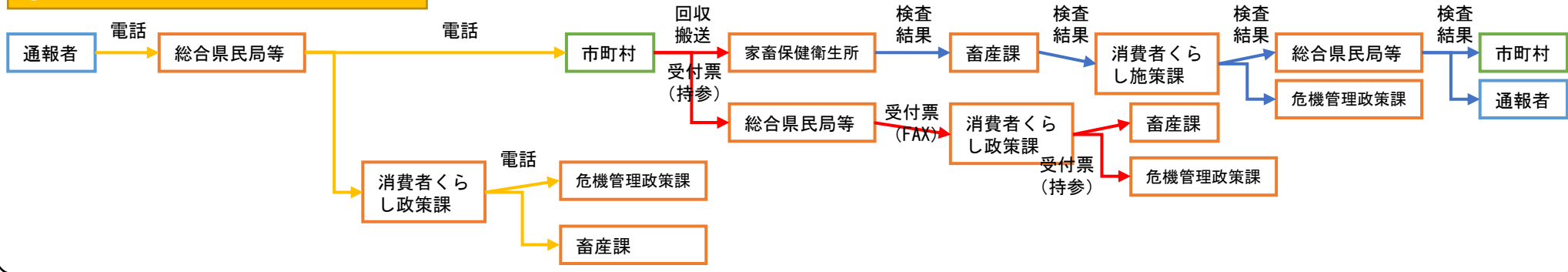
# 鳥インフルエンザに係る死亡野鳥（検査対象種）の対応フローチャート②

○平日

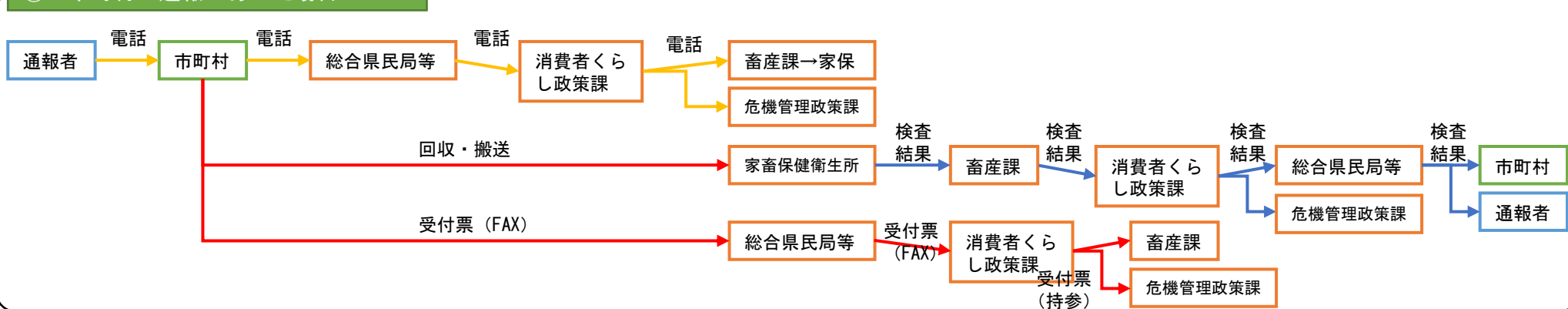
## ① 消費者くらし政策課に通報があった場合



## ② 総合県民局等に通報があった場合



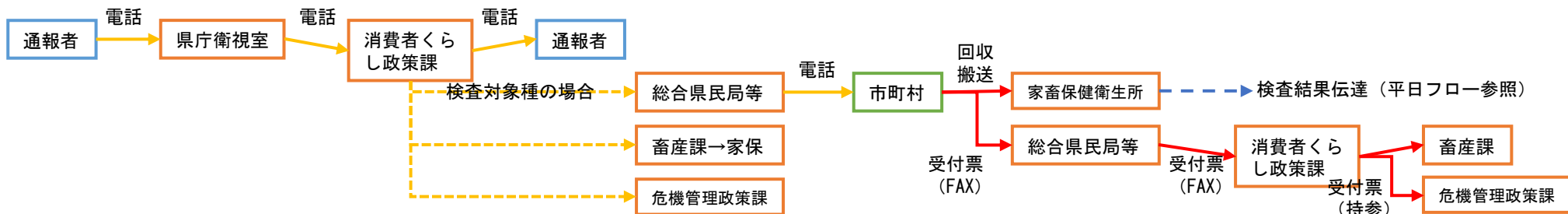
## ③ 市町村に通報があった場合



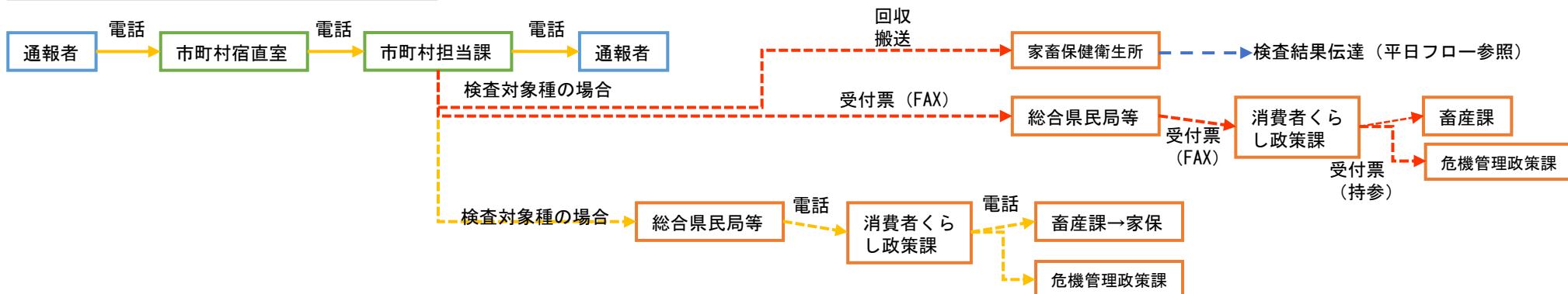
# 鳥インフルエンザに係る死亡野鳥（検査対象種）の対応フローチャート③

## ○休日

### ① 県庁衛視室に通報があった場合



### ② 市町村宿直室に通報があった場合



## ※主な役割

- ・ 消費者くらし政策課…関係機関との連絡調整
- ・ 県民局等、市町村…野鳥の回収・搬送

## ※留意点

- ・ 「県民局等」とは、東部農林水産局、南部総合県民局、西部総合県民局を指す。
- ・ 原則はこのフローチャートの手順で死亡野鳥の判断、回収、連絡を行うが、状況に応じ、適切な対応をとること。